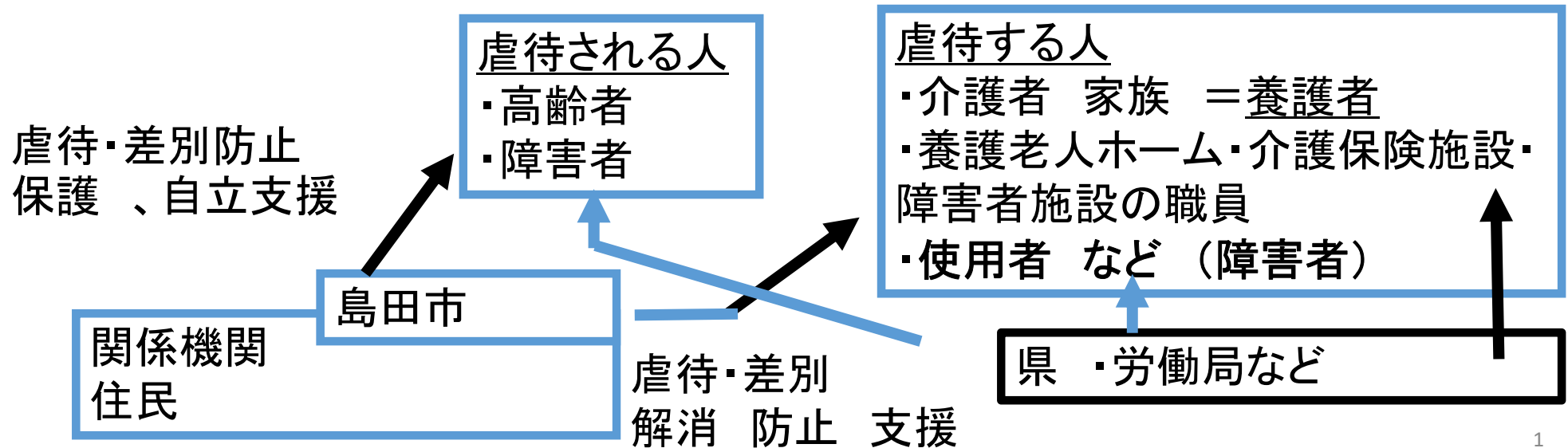


島田市高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議の目的

①3つの虐待防止法の概要

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18.4施行)
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(H24.10施行)
→H25年度本会議開始
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H28.4施行)



②市に連携協力体制整備の義務あり

本会議では・・・

- ①虐待対応協力者(関係機関・住民)との連携・協力のあり方について意見をうかがう
- ②効果的な広報啓発について意見をうかがう
- ③高齢者・障害者の保護、障害者への自立支援、養護者の支援について、市の対応を報告し、意見をうかがう
- ④会議をとおして、委員の関係機関へ虐待防止、早期発見、対応の協力を呼びかける
＝連携協力体制の中心となる会議＝



市(包括ケア推進課・福祉課)
意見をふまえた予防・対応実施
関係機関や委員への協力依頼



- ケース会議
- 地域自立支援協議会
- 市と警察との実務者会議
- 大井川流域法律福祉勉強会

③虐待対応協力者と役割

○民生委員 地域住民 自治推進委員 自治会など

早期発見・見守り

・・・虐待を理解して防止や養護者支援への協力 通報



○養護・介護・障害者福祉施設・事業所 ケアマネジャー

保健・医療・福祉サービス介入

・・・早期発見 通報 啓発・保護の施策への協力



○司法書士 警察 保健所 医師 人権擁護委員

公共職業安定所 静岡県 関係機関介入支援

・・・早期発見 通報 啓発・保護の施策への協力



・市と高齢者あんしんセンターだけでは、防止も対応もできない。

④本会議の目的

- ・虐待・差別被害者の「迅速かつ適切な保護」「自立支援」をするには、どうしたらよいか。
- ・介護者や家族への「適切な支援」をするため、どうしたらよいか。
- ・虐待・差別の予防と早期発見をして、「虐待を発生させないためには」どうしたらよいか。（特に深刻な虐待はゼロにしたい）
 - ……様々な立場から考えて意見をいただきたい。